

令和4年4月

土地改良事業の費用対効果分析マニュアルの一部改正について

費用対効果分析手法は平成19年に総費用総便益比方式への見直しが行われ、その算定方法の定着には一定の成果が得られているが、一方で算定作業の効率化等が求められており、その対応等に係る改正を「「土地改良事業の費用対効果分析マニュアルの制定について」の一部改正について」（令和4年4月7日付け4農振第37号農村振興局整備部長通知）により行った。

1 ため池等の豪雨対策に係る算定方法の追加（令和4年土地改良法の一部改正関係）

（1）基本的な考え方

令和4年土地改良法の一部改正（急施の防災事業の拡充（※1））への対応として、より迅速に総費用総便益比の算定を行うため、耐震化を目的とする更新事業と同様に（※2）、ため池等の農業用排水施設の豪雨対策を目的とする更新事業を行う場合には、その費用・便益を事業目的に限定した総費用総便益比の算定（※3）を可能とする。

※1 現行制度（平成29年土地改良法の一部改正）において措置されている地震対策と同様に、国又は地方公共団体が、自らの判断により、原則として農業者の費用負担・同意を求めずに、豪雨対策事業を開始できることとし、国民の生命・財産、公共施設等に被害を及ぼすおそれがあるため池、排水機場等の豪雨対策を迅速に実施。

※2 耐震化を目的とする更新事業については、その費用・便益を事業目的に限定した総費用総便益比の算定方法が適用できるよう、平成30年2月に効果マニュアルを改正。

※3 本算定方法により計上可能な効果は、「災害防止効果」、「災害時の復旧対策費軽減効果」及び「維持管理費節減効果」を想定。

なお、通常の総費用総便益比の算定方法では、総費用は整備を行う施設とそれに関連する全ての施設を対象とし、総便益はそれらの施設によって発現する全ての効果が対象。

（2）要件

ため池等の農業用排水施設の耐震化又は豪雨対策を目的とする当該施設の更新の事業で、以下の要件を全て満たすものは、その耐震化又は豪雨対策を行う施設のみを対象として総費用総便益比の算定をすることができるものとする。

- ① 農業者の申請によらず、国又は地方公共団体が、農業者の費用負担や同意を求めずに事業を実施すること
- ② 当該事業の事業目的が耐震化又は豪雨対策による防災減災のみであること
- ③ 耐震化又は豪雨対策を行う施設とその他の施設を区分して総費用総便益比の算定ができること

2 支出済費用換算係数の平均による換算方法の追加（総費用関係）

総費用の算定に当たり、対象施設の施設建設費については、事業計画書等に基づき施設毎に年度別の支出済費用換算係数を用いて年度毎に評価年度価格に換算している。

令和4年度より土地改良施設台帳が活用できることからこれを追加し、また、工事期間における年度別支出済費用換算係数の平均（支出済費用換算係数の平均による換算）を用いて換算することも可能とする。

なお、同一事業計画において、通常の換算方法と支出済費用換算係数の平均による換算方法の併用はできない。

3 その他軽微な修正（消費税率10%の取扱い、災害防止効果における最新の治水経済調査マニュアル（案）の反映・重複内容の削除）